

○職員の仕事の宣誓に関する条例

(昭和47年 5月 1日条例第 9号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の仕事の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(職員の仕事の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の仕事の宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規定を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

昭和 年 月 日

氏 名

Ⓜ